

【講ずる措置の全体像（イメージ）】

国/指針の策定
(経産・総務 + 関係省庁)

【認定基準】

- ① 安全性・信頼性
(セキュリティ、ベンダー企業の信頼性)
- ② 供給安定性
- ③ オープン性
(国際標準規格に準拠、グローバル連携)

システム導入事業者
(通信キャリア・製造事業者等)
(導入計画の作成)



事業所管大臣

- 導入計画認定に基づく支援措置
 - 5G投資促進税制
(税額控除15%、特別償却30%、固定資産税減免1/2(3年間)※1)
 - ツーステップローン※2
 - 中小企業投資育成株式会社法特例
 - 中小企業信用保険法特例

特定高度情報通信技術活用システム

- ① 全国 5G
- ② ローカル 5G
- ③ ドローン

開発供給事業者
(ベンダー)
(開発供給計画の作成)

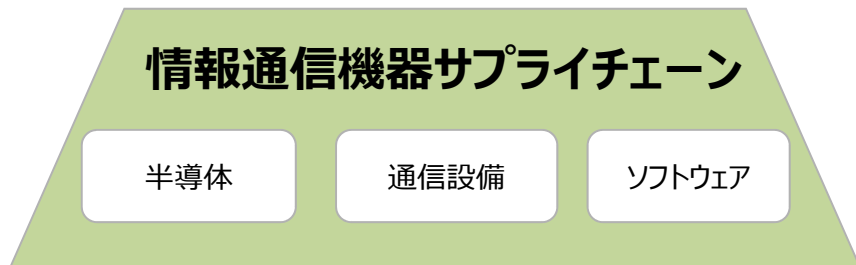


経産・総務大臣※3

- 開発供給計画認定に基づく支援措置
 - ツーステップローン※2
 - 中小企業投資育成株式会社法特例
 - 中小企業信用保険法特例

(参考) 予算支援
※法律とは別途措置

- ポスト 5G 情報通信システム 基盤強化研究開発事業
- 地域課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証
- 5G の更なる高度化のための研究開発
- ドローン基盤技術開発事業 等



※ 1 : 固定資産税については、ローカル 5G のみ
 ※ 2 : ツーステップローンについては、5G が対象
 ※ 3 : ドローンについては、主務大臣は経産大臣